

小売物価統計調査の概要

1 調査の目的

小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービス料金及び家賃を全国的規模で小売店舗、サービス事業所、関係機関及び世帯から毎月調査し、消費者物価指数（CPI）その他物価に関する基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の対象

小売物価統計調査は、一般の商品の小売価格又はサービスの料金を調査する「価格調査」、家賃を調査する「家賃調査」及び宿泊施設の宿泊料金を調査する「宿泊料調査」に大別される。

価格調査及び家賃調査については、福井県においては、福井市と敦賀市を対象とし、選定された店舗・事業所および家賃調査世帯を対象に、商品の価格及びサービス料金を調査する価格調査地区（店舗・事業所）と、民営借家の家賃を調査する家賃調査地区（営借家世帯）を設けている。

また、宿泊料調査については、福井県においては、あわら市と坂井市において選定された宿泊施設を対象にしている。

3 調査品目

各調査品目は、一定の銘柄（基本銘柄という）を指定して調査する。ただし、基本銘柄の出回りが少ない場合には、その市町村の実情に即して出回りの多い銘柄（市町村銘柄という）を定め、これを調査する。

4 調査の時期

調査員品目は、上旬、中旬、下旬の3旬別に調査を行い（旬別調査）、それぞれ、5日、12日及び22日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日を調査日とする。調査価格は、調査店舗で消費者に販売している通常価格を調査することとしている。

都道府県調査品目および総務省調査品目は、毎月12日を含む週の金曜日を調査日とする。また、宿泊料調査については、毎月5日を含む週の金曜日（ただし、土曜日が休日の場合は、翌週の月曜日）及び土曜日を調査日とする。

5 利用上の注意

県が独自に実施していた福井県小売物価統計調査を平成18年4月に廃止したことにともない、福井県消費者物価指数は平成18年3月分をもって公表を取りやめた。

平成18年4月分からは、福井市消費者物価指数として公表しているのので、この年報では、福井市の指数のみを掲載している。